

植物防掲情報

No.
23<http://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



発行所

農林水産省 横浜植物防疫所

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎内 TEL 045-211-7164

ISSN 2186-1625 無断転載禁止

最新情報

植物防疫所のホームページ(<http://www.maff.go.jp/pps/>)では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

平成28年11月30日現在

関法令改正
係正

- 「オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」、「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則」の一部が改正されました(平成28年11月26日)
- 植物防疫法施行規則及び関係告示が一部改正されました(平成28年11月24日)
- 「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」が一部改正されました(平成28年11月15日)

関輸入検査

- 台湾産ポンカンの輸入検査の中止措置の一部が解除されました(平成28年11月18日)
- 「輸入植物検疫規程別表第1に掲げる『植物の種類』等の取扱いについて」を一部改正しました(平成28年10月19日)
- 「植物防疫法施行規則の改正等に関する説明会」配布資料等を掲載しました(平成28年9月14日)
- カナダ産とうがらし生果実の輸入が条件付きで解禁されました(平成28年9月8日)

輸出検疫関係

- 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件をまとめた「輸出条件早見表」(貨物、携帯品、郵便物)の「種類」に「カンショ」を追加しました(平成28年11月25日)
- 奄美大島等でのミカンコミバエ発生に伴う韓国による輸入規制が解除されました(平成28年11月10日)
- カナダ向け日本産りんご生果実の輸出植物検疫条件の合意について~全品種の輸出が可能となりました~(平成28年10月25日)
- カナダの品目別検疫条件一覧表(貨物、携帯品及び郵便物)を更新しました(平成28年10月25日)
- 「輸出入条件検索詳細情報」の検疫条件一覧表(早見表)(貨物、携帯品及び郵便物)を更新しました(平成28年10月16日)
- 各国の輸入規則等詳細情報のオーストラリアの情報を更新しました(平成28年10月13日)
- 各国の輸入規則等詳細情報のアメリカ合衆国の情報を更新しました(平成28年10月11日)
- カナダ向け日本産なし生果実の携行輸出解禁のための植物検疫条件の合意について~産地が取り組みやすい内容となり、全国からの携行輸出が可能となりました~(平成28年10月4日)
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成28年産りんご・なし)を更新しました(平成28年9月27日)

検疫内関植物

- アリモドキゾウムシの誘殺状況を更新しました(平成28年10月28日~11月25日)
- ジャガイモシロリストセンチュウの緊急防除に関する省令、告示及び関係通知が制定されました(平成28年10月7日)
- ミカンコミバエ種群の誘殺状況を掲載しました(平成28年8月31日~11月30日)

目次

● 最新情報(平成28年11月30日現在)	表紙
● 輸入植物検疫制度の見直しについて(第4次改正) - 続編 -	1
● 奄美大島等でのミカンコミバエ種群の防除終了 ～緊急防除による植物の移動規制が解除されました～	6
● ジャガイモシロリストセンチュウの緊急防除について	7
● お知らせ	7

輸入植物検疫制度の見直しについて(第4次改正)－続編－

国際ルールへの調和を図りつつ、病害虫のリスクに応じた輸入植物検疫制度を構築するため、輸入植物検疫制度の見直しが行われています。平成28年5月24日付けで行われた4回目の関係省令等の改正について、第22号で改正のポイントを説明しましたが、今回はその統編として、①植物の輸入に係る条件を検索できる「輸入条件に関するデータベース」、②「輸出国での特別な検疫措置を求める検疫有害動植物（植物防疫法施行規則別表2の2関係）」（問答形式）、③「植物検疫証明書への追記」の方法、の3点について紹介します。

1 輸入条件に関するデータベース

植物防疫所のホームページでは、植物を輸入する際の植物検疫条件を検索するための「輸入条件に関するデータベース」を公開しています。

植物の輸入条件は、植物の種類と輸出国の組み合わせにより異なります。輸入が禁止されているものの、輸出国の栽培地での検査や检疫措置が必要なもの、輸入時の検査が必要なもの、検査が不要なものなど、植物検疫上の取扱いが変わります。また、取扱いは害虫の種類によっても異なるため、ひとつの植物に複数の条件がある場合もあります。

【データベースの利用方法】

植物防疫所トップページへ「輸入条件に関するデータベース」をクリックすると検索条件を設定するページが開きます。

例えば米国からのミカン属生果実を輸入したい場合、州に「北米」、国名に「米国」を選択、植物名に「ミカン属」を入力し、部位に「生果実」を選択して「検索を実行」ボタンをクリックします（図1）。

入力した文字を含む植物が複数ある場合は、その一覧が表示されます。ここでは植物名「ミカン属」を選択し、「この植物で検索」をクリックすると検索結果が表示されます。

検索結果は輸入条件の種類ごとに分けて表示され、今回の場合は「持ち込む際に輸出国での検疫措置が必要なもの」に1件と表示されます（図2）。

その欄をクリックすると、「米国のフロリダ州に限り（ライム及びレモンを除く。）作業計画に基づく措置が必要である」と表示されます。

さらにリンクをクリックすると、輸出国への要求事項が表示され、米国のフロリダ州はカリブミバエの発生地域であることから、フロリダ州産に限って必要とされる特別な基準及び要求事項が表示されます（図3）。

これらの検索の他に『検索条件に国だけを指定して検索』『検索条件に植物名だけを指定して検索』などの検索も可能です。これにより、「ある国から植物を輸入する場合、特別な条件を必要としない植物は何か?」や「ある植物を輸入する場合、特別な条件を必要としない国はどこか?」などの検索ができます。

なお検索する際、共通する注意点として、検索結果に「持ち込むことができない国または地域、あるいは植物」と表示されても一定の条件を満たしたものは輸入が可能な場合がありますので、ご注意ください。このような場合は、一覧表の備考欄に条件の詳細へのリンク（図4）が表示されます。

なお、検索結果とともに植物類の輸入をご検討される場合、本データベースに掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、データベース画面下部にある「注意事項」をご確認し、ご不明な点があれば、植物防疫所にご相談ください。

また、輸入時（貨物）・輸出時の検査申請手続きは、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用した24時間オンラインでの申請が可能となっていますので、ぜひご利用ください。

植物検疫条件を検索するための「輸入条件に関するデータベース」をクリックすると検索結果が表示されます。検索条件を設定する欄には、**輸入地**（北米）、**国名**（米国）、**品目**（ミカン属）と入力されています。検索結果の一覧から、**生果実**を選択すると、該当する検疫条件が表示されます。

図1 検索条件の入力

輸入元国:米国 輸入植物:ミカン属(カンキツ属)(Citrus) 生果実					
列タイトルをクリックすると検索結果を並べ替えることができます。					
持ち込みできないもの:0件該当しました					
通常の検査で持ち込みできるもの:0件該当しました					
持ち込む際に輸出国での栽培地検査が必要なもの:0件該当しました					
持ち込む際に輸出国での検疫措置が必要なもの:1件該当しました (クリックしてください)					
税名	品目名	学名	病害虫	備考	
ミカン属(カンキツ属)	ミカン科	Citrus	カリブミバエ	カリブミバエによる (ライム及びレモン類)、け葉裏苔に基 づく斑斑(斑点及び斑子堆塊)	▼

図2 検索結果の詳細

輸入の禁止の対象から除外するための基準（規則別表2の2関係）及びその輸出国への要求事項				
〔下線部が追加又は修正箇所〕				
地域	植物	基準	要求事項	備考
1. アルゼンチン、ウルグアイ、エ クアドル、エルサルバドル、ガ ニコラス、コロニア、コスタリ カ、コロンビア、スリナム、ト リニダード・トバゴ、カラブ ア、パナマ、バラグアイ、ブ ジル、フランス領ギアナ、ペ ヌエラ、ペーベス、ペルー、リ リア、ボンバルース、メキシ コ	あかつ、アビウ、あんず、いわ じく、かき、ココナホマキア・キ サントカルバ、キウイフルーツ、 クリーフルーム、ゴノカルバ、 ゴニヘルシ、さくらんぼ、さくら ンバゴ、シラジフ、ジョアゼ ロ、ズエラニア・グイドニア、 ひょうすもも、なし、びわ、フ ヌエラ、ペーベス、ペルー、リ リア、ボンバルース、メキシ コ	<p>1. 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その結果は害虫植物が付着していないことを証明し、又は害虫を記載した検査證明又はその旨を添付してあるものであることを証明し、又は害虫植物が付着していないことを証明され、かつ、その旨を添付してあるものであることを。</p> <p>2. 1の検査證明書はその旨に於て、輸出国の政府機関により定められた検査項目に従い、次のいずれかの位置が行われ、かつ、<i>Anthonomus grandis</i> (ミナミアカリマキニ) に侵されていないことが証明されていること。</p> <p>(1) <i>Anthonomus grandis</i> (ミナミアカリマキニ) が発生していない区域が保持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>(2) 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anthonomus grandis</i> (ミナミアカリマキニ) を殺すために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	<p>輸出国植物疫病機關が作成し、かつ、農林水産省負担・安全局植物防疫課（以下「植物防除課」という。）の監修を受けた作物検疫用紙（以下「検査證明書」という。）の提出を要する。 作業実績に依り、輸出機関の監査のうえに次のいずれの措置を行って本作物に侵されていないことを認定し、その旨を検査證明に追記すること。なお、(2)の措置を行った場合は、(1)の当該種重を行った日及びその方法を記入。を検査證明書の所定の欄に記入すること。</p> <p>(1) 本作物の生長及び花開きが持続している地域として、輸出機関の植物検疫機関が指定する地域で栽培されること。</p> <p>(2) 輸出機関植物疫病機關が指定する処理施設において、本作物を殺すために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	新たに追加する基準、その対象地域及び対象植物を規定。

圖6. 檢查圖：①要考慮項

輸入元国: タイ	輸入植物: マンゴウ(マンゴー)(<i>Mangifera indica</i>) 生果実			
※列印タイトルをクリックすると検索結果を並替えることができます。				
持ち込みできないもの: 1件該当しました (クリックしてください)				
和名 マンゴウ(マンゴー)	科名 ウルシ科	学名 <i>Mangifera indica</i>	检疫虫 ウドハエ、カクモエ、江戸脚	備考 次のものを持てないで下さい

図4 輸入条件備考欄に「なし」が表示された場合

2 輸出国での特別な検疫措置を求める検疫有害動植物（植物防疫法施行規則別表2の2関係）

規則別表2の2の改正に伴い平成28年11月24日から新たに植物検疫証明書（以下「検査証明書」という。）への追記が必要となる植物等については、多くの方々から質問をいただいているので、以下に、主な質問を問答形式で紹介します。

1. 種子等について

表1 平成28年11月24日から新たに検査証明書に所定の追記が必要となる主な植物（苗・種子・切花）（一部の品目では既存の栽培地検査の追記に加えて、これらの追記も必要となります。）

品目	生産国	用途	輸出国での検疫措置（※1）	対象病害虫（※2）
アボカド	台湾	苗	(ア) の検疫措置	①の病害虫
オリーブ	米国、イタリア	苗		
カエデ属	米国	苗		
クワガタソウ属	コスタリカ	苗		
バラ属	米国、フランス、南アフリカ	苗	(イ) の検疫措置	②の病害虫
キュウリ	中国、台湾、タイ、インドネシア、インド、米国、ブラジル	種子	(ウ) の検疫措置	③の病害虫
スイカ	中国、台湾、タイ、インドネシア、インド	種子		
メロン	中国、タイ、インドネシア、インド	種子		
ひょうたん	中国、タイ、インド	種子		
カボチャ	中国、台湾、タイ、インドネシア、インド、米国、オーストラリア	種子	(エ) の検疫措置	④の病害虫
とうがらし	中国、インド、ペルー、チリ	種子		
ピーマン	タイ	種子	(エ) の検疫措置	⑤の病害虫
	中国	種子	(エ) の検疫措置	④の病害虫
トマト	インド	種子	(エ) の検疫措置	④及び⑥の病害虫
	中国、チリ	種子	(エ) の検疫措置	④の病害虫
	イスラエル	種子	(ア) の検疫措置	⑦の病害虫
	イタリア	種子	(エ) の検疫措置 (ア) の検疫措置	④、⑧並びに⑨の病害虫 ⑦の病害虫
	オランダ	種子	(エ) の検疫措置 (ア) の検疫措置	④及び⑧の病害虫 ⑦の病害虫
バラ属	インド、メキシコ、南アフリカ	切花	(イ) の検疫措置	②の病害虫
ヒユ属	イスラエル	切花		

（※1）輸出国での検疫措置

記号	検疫措置の内容
(ア)	輸出国植物防疫機関は以下を実施 (1) 適切な血清学的診断方法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検定し、対象病害に侵されていないことを確認 (2) (1) を検査証明書に追記
(イ)	輸出国植物防疫機関は以下を実施 (1) 対象害虫を発見するため適切と認められる方法により、寄生がないことを確認 (2) (1) を検査証明書に追記
(ウ)	輸出国植物防疫機関は以下のいずれかを実施し、検査証明書に追記 (1) 適切と認められる方法により、対象病害に侵されていないことを確認 (2) 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検定し、対象病害に侵されていないことを確認
(エ)	輸出国植物防疫機関は以下を実施 (1) 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検定し、対象病害に侵されていないことを確認 (2) (1) を検査証明書に追記
(オ)	輸出国植物防疫機関は以下を実施 (1) 対象害虫を発見するため適切と認められる方法により、対象害虫の寄生がないことを確認 (2) (1) を検査証明書に追記 なお、消毒を行った場合は、検査証明書にその旨及び対象害虫の寄生がないことを追記
(カ)	輸出国植物防疫機関は以下を実施 (1) 対象病害を発見するため適切と認められる方法により、侵されていないことを確認 (2) (1) を検査証明書に追記

（※2）対象病害虫

番号	検疫有害動植物
①	<i>Xylella fastidiosa</i>
②	<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)
③	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>Citrulli</i> (スイカ果実斑病菌)
④	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)
⑤	<i>Pepper chat fruit viroid</i>
⑥	<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>
⑦	<i>Pepino mosaic virus</i>
⑧	<i>Tomato apical stunt viroid</i>
⑨	<i>Columnea latent virus</i>
⑩	<i>Bactericera nigricornis</i>
⑪	<i>Bactericera cockerelli</i>
⑫	<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジキクイムシ)
⑬	<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノキクイムシ)
⑭	<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>

質問1 ジャガイモやせいもウイロイド等の対象植物である栽培用のトマト、とうがらし種子等は平成28年11月24日から栽培地検査が不要になるのでしょうか。

回答 平成28年11月24日から検疫措置が変更されます。栽培地検査は不要になりますが、輸出国での検査や措置が必要になります。具体的には、輸出国で遺伝子診断を実施し、輸出国での特別な検疫措置を求める対象のウイルス・ウイロイド（＊）に侵されていないことを確認し、その旨が検査証明書に追記されている場合は、輸入が可能となります。

（＊）*Potato spindle tuber viroid*（ジャガイモやせいもウイロイド）、*Pepino mosaic virus*、*Columnea latent viroid*、*Mexican papita viroid*、*Pepper chat fruit viroid*、*Tomato apical stunt viroid*、*Tomato chlorotic dwarf viroid*、*Tomato planta macho viroid*

なお、*Pepino mosaic virus*については、遺伝子診断のほかにELISA検定も認められます。

質問2 栽培地検査から輸出国での特別な検疫措置（規則別表2の2）に移行する栽培用トマト種子については、ジャガイモやせいもウイロイド等のウイルス・ウイロイドの遺伝子診断を輸出国に求めていますが、「4,600粒について最大400粒ずつ行うこと」となっているのはなぜですか。

回答 遺伝子診断を行う際に、400粒より多い種子を一度に検定すると検出精度が落ち、感染した種子があっても検出されないおそれがあります。このため、特別な検疫措置のためには荷口から抽出した4,600粒を最大400粒ずつのサブサンプルに分割し、検定を行うことを求めています。

質問3 スイカ果実汚斑細菌病菌の宿主植物であるすいか、メロンの栽培用種子等は、平成28年5月24日付けの改正で栽培地検査又は遺伝子診断を輸出国に求めていますが、規則別表1の2が施行される平成29年5月24日までの間は輸出国での遺伝子診断の実施だけでなく、栽培地検査も必要になるのですか。

回答 スイカ果実汚斑細菌病菌については、平成28年11月23日までの間は栽培地検査が必要です。なお、同年11月24日以降は、輸出国での遺伝子診断のみで輸入が可能となります。

2. 青果物等について

表2 平成28年11月24日から新たに検査証明書に所定の追記が必要となる主な植物(野菜・木材)

品目	生産国	用途	輸出国での検疫措置（※1）	対象病害虫（※2）
アブラナ属	中国、オランダ	野菜	(オ) の検疫措置	⑩の病害虫
	米国、メキシコ	野菜	(イ) の検疫措置	②の病害虫
	イタリア、フランス	野菜	(イ) 及び (オ) の検疫措置	②及び⑩の病害虫
レタス	米国、メキシコ	野菜	(オ) の検疫措置	⑪の病害虫
とうもろこし	米国、メキシコ	野菜	(オ) の検疫措置	⑪の病害虫
タマネギ	中国	野菜	(オ) の検疫措置	⑩の病害虫
	メキシコ	野菜	(イ) の検疫措置	②の病害虫
	イタリア、フランス	野菜	(イ) 及び (オ) の検疫措置	②及び⑩の病害虫
トマト	米国、カナダ、メキシコ、ニュージーランド	野菜	(オ) の検疫措置	⑪の病害虫
ハクサイ	中国	野菜	(オ) の検疫措置	⑩の病害虫
ケール	米国、メキシコ	野菜	(イ) の検疫措置	②の病害虫
	イタリア	野菜	(イ) 及び (オ) の検疫措置	②及び⑩の病害虫
ピーマン	ニュージーランド	野菜	(オ) の検疫措置	⑪の病害虫
ホウレンソウ	米国	野菜	(イ) の検疫措置	②の病害虫
ニレ属	米国	木材	(オ) の検疫措置	⑫の病害虫
	ロシア	木材		⑫及び⑬の病害虫
				⑭の病害虫

Anastrepha grandis (ミバエ科の一種) の発生国からの「すいか」、「ゆうがお」、「かぼちゃ属」及び「きゅうり属」植物の生果実については、平成28年11月24日から検査証明書に追記が必要になるのですか。

回答 *Anastrepha grandis* の発生国からの「すいか」、「ゆうがお」、「かぼちゃ属」及び「きゅうり属」植物の生果実は、平成28年11月24日から輸入ができなくなる見込みです。*Anastrepha grandis* は輸出国での特別な検疫措置を求める対象となるので、この害虫に関する輸出国の植物検疫機関が作業計画（ワークプラン）を作成し、日本の農林水産省が認定した後に同作業計画に基づく検疫措置の実施が必要になります。しかしながら、現時点では認定された作業計画がないため輸入ができなくなる見込みです。

質問2 *Bactericera cokerelli* (トガリキジラミ科の一種) の対象植物であるレタスの生茎葉については、レタスの種類を問わず輸出国に特別な検疫措置を求める対象になりますか。

回答 *Bactericera cokerelli* の発生国からのレタスの生茎葉は、種類（ロメインレタス、チシャ等）に関係なく全てのものが輸出国に検疫措置を求める対象になります。

質問3 アルファルファの乾牧草は、輸出国に特別な検疫措置を求める *Bactericera cockerelli* (トガリキジラミ科の一種) 及び *Circulifer tenellus* (テンサイヨコバイ) の対象植物であるアルファルファ生茎葉に該当しますか。

回答 乾牧草であれば、輸出国に特別な検疫措置を求めるアルファルファ生茎葉には該当しません。

質問4 輸出国での検疫措置が必要となる木材があると聞きましたが、どのような種類が対象となりますか。

回答 セスジキクイムシ (*Scolytus multistriatus*) 及びヨーロッパニレキクイムシ (*S.scolytus*) の発生国からのニレ属の木材の輸入に際しては、輸出国植物防疫機関により発行され、輸出国で実施した検疫措置が追記された検査証明書の添付が必要となります。また、*Ophiostoma novo-ulumi* subsp. *novo-ulumi* (糸状菌の一種) が発生している国からのゼルコウア・カルピニフォリア (ケヤキ属の一種) 及びニレ属の木材の輸入に際しては、輸出国植物防疫機関により発行され、輸出国で実施した検疫措置が追記された検査証明書の添付が必要になります。

3. その他について

ニンジン種子については、規則別表2の2の *Candidatus Liberibacter solanacearum* の
質問1 対象植物に含まれていませんが、検査証明書への追記はどのようにすればよいでしょうか。

Candidatus Liberibacter solanacearum の発生国からのニンジン種子については、輸出国での特別な検疫措置を求める規則別表2の2に含まれておらず、検疫措置は変更されません。このため、輸出国で検疫措置を講じた場合には、従来どおり検査証明書へ実施した措置等を記載（＊）していただく必要があります。

なお、検査証明書に輸出国で講じた検疫措置の追記がある場合は、輸入時の遺伝子診断法検査及び熱処理は不要になります。また、追記がない場合も、輸入時の熱処理又は遺伝子診断法検査が認められます。

回答 （＊）追記記載例

①輸出国で種子消毒を実施した場合：

The seeds in the lot were disinfected by heat treatment specified “Disinfestation and/or Disinfection Treatments” on the certificate to ensure freedom from *Candidatus Liberibacter solanacearum*.

②輸出国で種子検定を実施した場合

A sample of 10,000 seeds in the lot was tested by PCR and found to be free from *Candidatus Liberibacter solanacearum*.

3 検査証明書への追記方法

規則別表1の2及び規則別表2の2に係る検査証明書への追記方法については、従来の「要求事項の内容をすべて追記させる」方法から、「要求事項の番号を追記させる」方法に変わりました。具体的な記載方法の例は、次のとおりです。

【記載例】

① 対象となる病害虫が1種の場合

アメリカ合衆国から輸入されるみかん属の苗木

（対象病害虫：ミカンクロトゲコナジラミ（規則別表1の2の1項））

『Fulfils item 1 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)』

② 対象となる病害虫が2種の場合

オランダから輸入されるニンジン（地下部で栽培の用に供するもの）

対象病害虫：コロンビアネコブセンチュウ（規則別表1の2の3項）

ニセコロンビアネコブセンチュウ（規則別表1の2の5項）

『Fulfils items 3 and 5 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)』

③ 対象となる病害虫が規則別表1の2と別表2の2の両方の場合

インドネシアから輸入されるミカンの苗

対象病害虫：ミカンクロトゲコナジラミ（規則別表1の2の1項）

Gugnardia citricarpa（規則別表2の2の17項）

『Fulfils item 1 of the Annexed Table 1-2 and item 17 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)』

検査証明書への追記について、今回紹介しているものは一例ですので、ご不明な点がありましたら、植物防疫所にご相談ください。

奄美大島等でのミカンコミバエ種群の防除終了 ～緊急防除による植物の移動規制が解除されました～

1. ミカンコミバエ種群について

ミカンコミバエ種群(以下「ミカンコミバエ」という)（図1）は、熱帯地域に分布するカンキツ類などの大害虫として知られており、日本では過去に南西諸島や小笠原諸島に発生していましたが、昭和43（1968）年から誘引剤を染み込ませたテックス板と呼ばれる殺虫資材の散布などによる防除事業を行い、昭和61（1986）年に根絶を達成しました。しかし、それ以降も、東南アジアや台湾などの発生地域から台風などの強風に乗って、南西諸島へ少数個体が飛来するため、植物防疫所及び都道府県が連携し、主な海空港などに誘引剤を用いたトラップを設置するなど平時より侵入警戒調査を実施しています。



図1 ミカンコミバエ種群

2. 緊急防除開始までの経緯

平成27年9月、鹿児島県奄美大島南部を中心にミカンコミバエのトラップでの捕殺が続き、寄生果実も確認されました。このため、門司植物防疫所は鹿児島県及び関係市町村と連携し、調査用トラップの増設、テックス板の散布、寄生果実が確認された地点への殺虫剤の散布及びミカンコミバエが寄生しているおそれのある果実（以下「寄主植物」という。）の除去を行うなど、防除対策を強化し、ミカンコミバエの定着防止を図ってきました。

しかし、10月以降も捕殺数は増え続け、1週間あたり100匹を超える週が続き、寄生果実も継続的に確認されました。11月には、奄美市笠利町を除く島内全ての市町村で捕殺されるなど、更に発生地域が拡大しました。

3. 緊急防除開始から解除までの経緯

このような状況を踏まえ、平成27年11月4日、農林水産省で有識者を交えた防除対策検討会議が開催されました。その結果、ミカンコミバエのまん延防止及び根絶のために、防除対策を更に強化すべきと判断され、奄美大島を対象に、植物防疫法に基づく「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令」等が公布され、同年12月13日から平成29年3月31日までを防除期間とした緊急防除が開始されました。

奄美大島内の全市町村が緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）となり、防除区域外への寄生植物の移動が制限されるとともに、海空港では植物防疫官による取締りや広報が行われました。捕殺された地点から半径5km以内の区域にあるかんきつ類、スモモ、マンゴー、トマト、ナスなどの寄主植物については、自家消費用や島内販売用、加工用を除き、植物防疫官の廃棄命令の下で鹿児島県が生産者から買い上げ、廃棄しました（図2）。

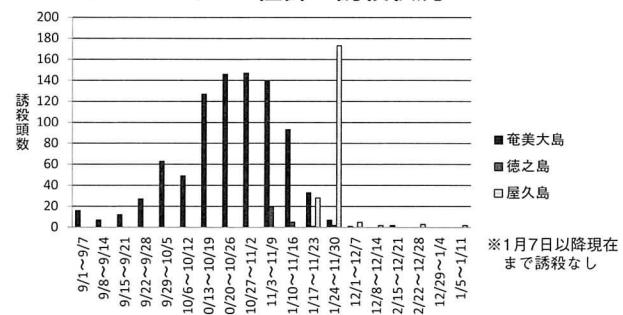
また、集落内ではテックス板を木々に吊り下げ、立ち入り困難な山間部へはヘリコプターで航空散布を行いました。併せて地域住民の方々の協力の下、不要な寄主植物の除去を行うなど、官民が連携して防除を行いました。

こうした取組みにより、奄美大島では平成27年12月21日の捕殺を最後に、ミカンコミバエの3世代相当期間において、誘殺はゼロとなりました（表）。このことを踏まえて、平成28年7月13日に開催された防除対策検討会議では、奄美大島で確認されていたミカンコミバエは根絶したものと判断され、同月14日付けで緊急防



図2 奄美大島でのポンカンの廃棄作業

（表）平成27年9月以降の ミカンコミバエ種群の誘殺状況



除が解除されました。

一方、奄美大島の緊急防除が告示された平成27年11月以降、徳之島及び屋久島でも、相次いでミカンコミバエの捕殺及び寄生果実が確認され、特に屋久島のトラップで1週間に150匹を超えるミカンコミバエが捕殺されました（表）。両島においても奄美大島と同様の強化防除に取り組んだ結果、徳之島では平成27年11月26日、屋久島では平成28年1月6日を最後に捕殺はありませんでした。そのため前述の防除対策検討会議において、両島についてもミカンコミバエの発生は終息したものと判断されました。

4. 今後の監視・防除体制

このたびの緊急防除では、地域住民の方々と協力することで、当初の見込みより早期にミカンコミバエの根絶を達成しました。しかし、ポンカンやタンカンなど約1,800tが廃棄処分になるなど、生産者だけでなく流通・販売業者などにも影響を与えました。

今回のことを教訓として、今後は、鹿児島県や関係市町村などを連携して、ミカンコミバエの侵入を早期に発見するため、トラップを増設し侵入警戒体制を強化することとしました。また、捕殺された場合にも迅速に対応できるよう、テックス板の備蓄及び即時供給体制の構築、迅速な航空防除を可能とする体制の整備を図ることとし、この取組を有効に機能させるためのミカンコミバエ誘殺時対応マニュアルを策定しました。

国内未発生病害虫が発見されたときは、地域住民の方々と速やかに情報を共有し、官民一体となって防除対策に取り組んでいくことが重要です。再びこのような深刻な事態を起こさないためにも、常時より侵入警戒調査を行い、病害虫の早期発見に努めていますので、関係者の方々のご理解とご協力をお願いします。

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除について

平成27年8月、北海道網走市において国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウ (*Globodera pallida*、以下「Gp」とする。) が確認されました。このため、27年秋及び28年春にGpの発生範囲を特定するための土壌調査を実施した結果、市内11地区でGpの発生が確認されました。一方、網走市近隣7市町について関係機関が28年夏に植物検診を実施したところ、Gpは確認されませんでした。

これらの発生状況を受け、平成28年9月に農林水産省で「第3回ジャガイモシロシストセンチュウ対策検討会議」が開催され、専門家よりGp発生地区からのまん延を防止するため強制力のある措置が必要であるとの指摘がなされました。この結果を踏まえ、植物防疫法に基づき「ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令」及び「ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示」が平成28年9月23日に公布され、同年10月23日から緊急防除が行われています。具体的には、発生が確認された網走市内11地区を防除区域に指定し、①Gp発生ほ場におけるばれいしょなどのなす科植物の作付け禁止、②なす科植物の地下部や根菜類などの地下部で土壌の付着したものの防除区域外への移動を制限するものです。防除期間は平成32年3月31日までと設定し、現地の輪作体系を考慮しつつ、一連の防除対策を講じることによりGpの密度を検出限界以下にまで低減することとしてい

ます。

植物防疫所では、発生ほ場を特定するため、発生地区内全てのほ場についての土壌調査を継続して実施するとともに、防除区域内で生産された製糖用テンサイやナガイモなどの移動制限植物が防除区域外の加工工場・選果場に移動される際、運搬車に土壌付着がないことや幌掛けが実施されていること、移動制限植物に付着した土の加工工場の外への飛散防止が適切に行われていることなどを確認しています。

なお、発生ほ場では、D-D剤による土壌消毒や対抗植物の植栽によりGpの密度低減が図られる予定です。関係者の皆様におかれでは、発生調査や防除、まん延防止においてご理解とご協力をお願いいたします。

ジャガイモシロシストセンチュウ：ジャガイモなどの根に寄生して葉の黄化や縮れを引き起こし、ひどい場合には株を枯死させるセンチュウの一種。雌成虫が多く卵を包有したまま死んで表皮が硬化したシスト（直径0.6mm程度）を形成する。シスト中の卵は土中で10年以上生存でき、農薬の効果も低いといわれている。

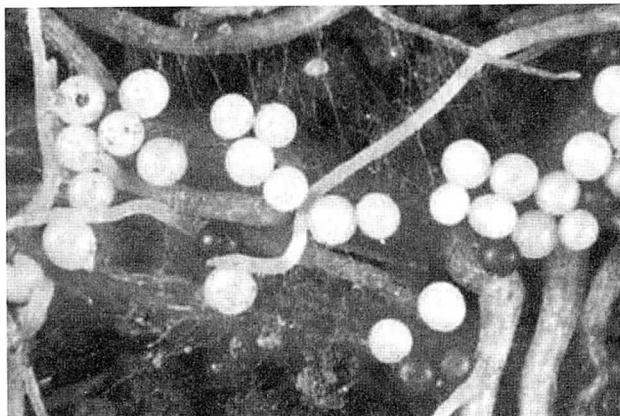


図1 ジャガイモ根へのGp寄生状況(シスト)



図2 シストセンチュウによる被害ほ場

お知らせ

年末年始に海外・沖縄などへお出かけの皆様へ 植物をおみやげとして持ち帰るときはご注意ください！

- 海外旅行先の国から果物、野菜などを日本に持ち帰る場合、植物の病害虫の侵入を防ぐため、植物検疫を受ける必要があります。植物類をお持ちの方は、税関検査の前に植物検疫カウンターで検査を受けてください。
輸出条件は渡航先・植物によって異なり、中には輸入が禁止されている場合もあります。近年では中国からのリンゴ、ベトナムからのマンゴーの持ち込み事例が増えています。輸入条件は植物防疫所ホームページで確認できますので、ご旅行前にご覧ください (<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>)。
- 沖縄、南西諸島などの国内の一部地域には、植物に重大な被害を及ぼす病害虫が発生しており、これらのまん延を防ぐため、寄主植物であるサツマイモやカンキツ類の苗木などの持ち出しが規制されています。

詳細は植物防疫所にお問い合わせいただくか、ホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/index.html>) をご覧ください。